

受験地の基準（長崎県で受験できる方）は下記(1)(2)のとおりです。

- (1)現在、受験資格に基づく業務に従事している方は、その勤務地が長崎県内にあること。
(2)現在、受験資格に基づく業務に従事していない方は、住所地が長崎県内にあること。
(この場合、住民票の提出が必要です)

★複数の都道府県で受験することはできません。

★上記の基準は、「受験申込書提出時点」で決定します。

例1：現在介護福祉士として佐賀県に勤務しているが、住所地は佐世保市。

→佐賀県での受験となります。（勤務地が佐賀県であるため）

例2：現在事務職として佐賀県に勤務しているが、住所地は佐世保市。

→長崎県での受験となります。

（勤務地が佐賀県だが、事務職は受験資格に基づく業務ではないため）